

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。  
平成二十年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平島ショッピングタウン

所在地 岡山市東平島字神名一〇〇一―一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱UFJリース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五―一

代表者の氏名 代表取締役 小幡 尚孝

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ダイヤモンドリース株式会社

(変更前) 代表取締役 平井 康之

(変更後) 代表取締役 小幡 尚孝

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) ダイヤモンドリース株式会社

(変更後) 三菱UFJリース株式会社

#### (3) 大規模小売店舗を設置する者の住所

三菱UFJリース株式会社

(変更前) 東京都千代田区丸の内三丁目三―一

(変更後) 東京都千代田区丸の内一丁目五―一

## 4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成十七年六月二十九日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称 平成十九年四月一日

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所 平成十九年五月七日

## 二 届出年月日

平成二十年三月十日

## 三 縦覧の期間及び場所

1 平成二十年三月十八日から平成二十年三月三十一日まで 岡山県産業労働部経営支援課

2 平成二十年四月一日から平成二十年七月十八日まで 岡山市経済局産業課

## 四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次により意見書を提出することができる。

1 平成二十年三月十八日から平成二十年三月三十一日まで 知事に提出すること。

2 平成二十年四月一日から平成二十年七月十八日まで 岡山市長に提出すること。